

別冊2

# みえ元気プラン (最終案)

教育委員会関係

三 重 県

## みえ元気プラン（最終案）〈目次〉

### 1 みえ元気プランで進める7つの挑戦

|                           |   |
|---------------------------|---|
| (6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実 | 1 |
|---------------------------|---|

### 2 教育委員会主担当施策

| 政策    | 施策                       |    |
|-------|--------------------------|----|
| 14 教育 | 14-1 未来の礎となる力の育成         | 6  |
|       | 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成 | 8  |
|       | 14-3 特別支援教育の推進           | 11 |
|       | 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり    | 14 |
|       | 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進     | 17 |
|       | 14-6 学びを支える教育環境の整備       | 19 |

### 参考資料

|       |    |
|-------|----|
| KPI一覧 | 22 |
|-------|----|

## (6) 次代を担う子ども・若者への支援・教育の充実

### 2 教育の充実

#### 現状と課題

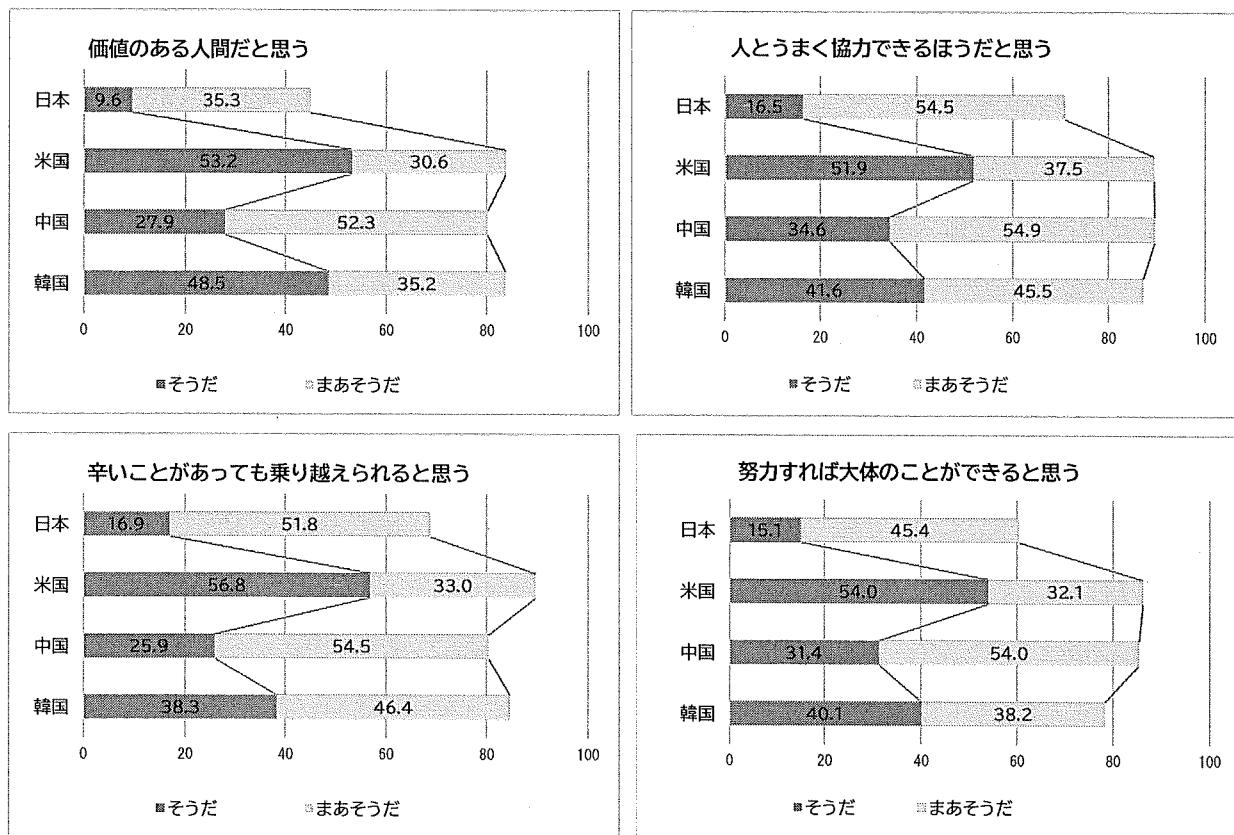
(自分らしく豊かに生きるために)

- 少子・高齢化の進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人びとの価値観が大きく変わり、これから時代を生きていくために求められる資質・能力も変化しています。  
そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働などを通して、人生100年時代を自分らしく豊かに生きていくける力を育んでいく必要があります。そして、子どもたちそれがこれから社会を構成する一員として、持続可能な未来の創り手となっていくことが大切です。

(自己肯定感・学び続ける姿勢)

- 日本の高校生は、諸外国の高校生に比べ、「価値のある人間だと思う」「人とうまく協力できるほうだと思う」「辛いことがあっても乗り越えられると思う」「努力すれば大体のことができると思う」などの自己肯定感や挑戦心のいずれの項目においても、「そうだ」「まあそうだ」と回答した割合が低い状況にあります。  
子どもたち一人ひとりが自信をもって成長できるよう、学校内外の活動や日々の生活において、自らの力を高めるために努力したり、自分の夢や目標に向かって挑戦したりすることや、他者との関わりの中で認められたり、信頼関係を築いたりすることで、長所だけでなく短所を含めた自分らしさを受け止めることなどを通じ、自己肯定感を高めていく必要があります。また、学ぶ意義や目的を理解し、自分なりの学び方を工夫できる力を習得し、生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることが大切です。

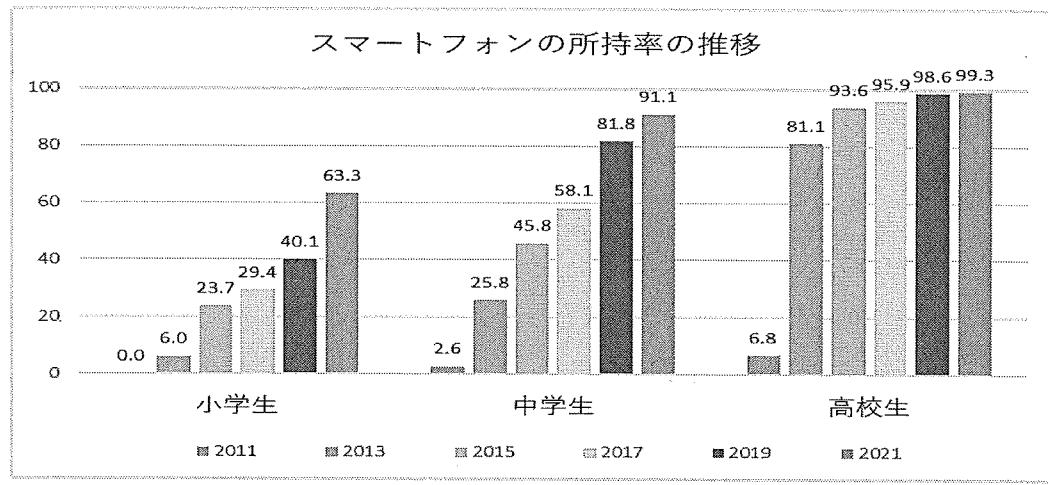
高校生の心と体の健康に関する意識調査(平成30年3月 国立青少年教育振興機構)



(デジタル化の中での学び)

○ コロナ禍において、学校は学習機会の提供や学力保障という役割だけでなく、他の児童生徒との直接の関わりや、体験活動を通じて多様な価値観にふれ、社会性・人間性を育む機能が重要であることが再認識されました。また、オンラインによる授業など、1人1台端末等を活用した学びが大きく進展しました。

デジタルネイティブの子どもたちには、ICT環境を活用し一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた学びを効果的に進めるとともに、情報の真偽を見極め、適切に活用する情報モラル、情報リテラシーなどのデジタル・シティズンシップを高める必要があります。



### (誰もが安心して学べる環境)

- 一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく参画し、活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた取組が進められています。

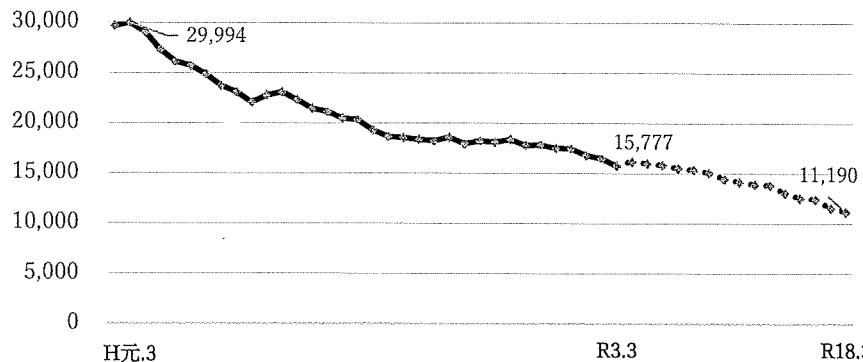
そういう取組が進められる中、特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな教育的ニーズのある子どもたちが将来の自立と社会参画に必要な力を育むことができるよう、きめ細かな支援を行い、誰もが安心して学べる環境を整えていく必要があります。

### (地域における高等学校のあり方)

- 少子化により、地域によっては、これまでと同じような学習活動や部活動を維持することが難しくなっています。

今後の地域における高等学校のあり方について検討を進めるとともに、学校間をつないだ学習活動の充実、持続可能な部活動への移行等の取組を進める必要があります。

三重県における中学校卒業者数の推移と予測（含社会増減）（H元年3月～R18年3月）



教育委員会事務局調べ

## 取組方向

### ◆変化する社会の中で豊かに自分らしく生きる自律した学習者を育てる教育

#### (自己肯定感を育むために)

- 子どもたちがこれからの社会を豊かに自分らしく生きていくために、その礎となる自己肯定感を高める教育活動に関する指針をまとめ、家庭や地域と連携しながら、各教科の授業をはじめ学校行事や生徒会活動など学校の教育活動全体において、教職員が共通理解を持って取り組むことで、発達段階に応じて自己肯定感を育みます。

#### (自律した学習者を育てる学び)

- 社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を育むため、学校と社会との接続を意識し、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に実施します。高等学校では、これからの変化の激しい時代に主体的に学び続けるマインドを高めるため、入学後の早い段階に、学ぶ意義を理解し学び方などを考える機会を創出し、自律した学習者の礎を築きます。そのうえで、将来とのつながりを見通しながら進路を決定する力や、多様な人びとと協働して人間関係を築く力などを身につけられるよう、実社会での課題解決をめざす探究的な活動や教科横断的に学ぶSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を進めます。これらは、高い専門性や絶えず変化する社会の動きを取り入れるため、大学や企業と連携して取り組むとともに、これから求められる資質がどのように変化したかを取組の前後に把握する三重県モデルを構築して、進めます。

#### (グローカル教育)

- 地球規模の課題が地域にも複雑に影響を及ぼすグローバル社会に対応していくため、オンラインとリアルの双方による海外留学や海外研修等を推進し、語学力やコミュニケーション力だけでなく、次代を担う人材に必要なグローバルな視野や志を持ちながら、高い目標に挑戦しようとする意欲の向上を図ります。同時に、郷土三重への理解を深め、自信と誇りを持って語れるよう、地域の豊かな文化や歴史、伝統行事等に関する郷土教育を進めます。

#### (デジタル社会に対応した学び)

- 1人1台端末などのICTを活用し、習熟の程度や学習履歴に応じた個別最適な学び、他の学校や地域・海外との交流、探究型学習での実験・分析など、学びを変革します。子どもたちがデジタル社会で活躍できるよう、農業学科や工業学科を設置する学校を中心に、企業の協力を得てスマート農業やAI、ロボティクス、データサイエンスなど、先端技術に係る学びを進めます。デジタルネイティブの児童生徒が、これからの時代に必要な情報リテラシーと情報モラルを身につけるデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。

#### (読書および文化芸術活動)

- 一人ひとりがより豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることがこれまで以上に重要となっています。読書や体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術等、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む拠点として、学校図書館の活性化や文化芸術活動等を推進します。

#### (これからの部活動)

- 仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる部活動について、持続可能なものとしていくため、特に中学校における段階的な地域移行が円滑に進むよう取り組みます。部活動指導員等の専門人材について、効果的な配置を進めます。

## ◆一人ひとりが安心して持てる力と可能性を伸ばすことができる教育

### (将来の自立と社会参画に向けて)

- 特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな子どもたちの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を充実し、一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画に必要な力を育む取組を進めます。特別な支援が必要な児童生徒に関しては、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場での指導・支援を充実するとともに、障がいのある子とない子が交流し、学びあえるよう取組を進めます。不登校の子どもたちが社会的に自立することができるよう、心理や福祉などの専門人材を活用した支援体制を充実するとともに、アウトリーチ型の支援も進めます。外国につながる児童生徒には、共生社会の一員として活躍できるよう、特に高等学校での学びの継続と希望する進路実現のためのキャリア教育を進めます。県立の教育支援センターや夜間中学など、さまざまな学びや交流の場についても検討を進めます。

### (いじめをなくすために)

- いじめや暴力のない安心できる学び場づくりに向け、道徳教育、人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、全ての子どもたちにいじめをなくそうと行動する力を育むとともに、いじめ防止応援サポーター等の協力を得て、社会総がかりでいじめ防止に取り組みます。電話相談やSNS相談に加え、学習端末の活用や家庭との連携などによりいじめを訴えやすい環境づくりを進めます。認知したいじめについて、迅速、確実に対処していくため、いじめに係る情報をデジタル化して関係者が共有するとともに、専門人材の拡充や教職員研修など、学校における相談、支援体制を充実します。

### (レジリエンス教育)

- 学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかつたりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様な考え方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りに支え応援してくれる人がいることに気づくなど、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。

### (人口減少への対応)

- 少子化が進む中においても、これから時代に求められる学びを提供していくよう、県立高等学校の学びと配置のあり方について、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議し、検討を進めます。また、県立高等学校通信制の改革やICTを活用して学校間をつなぐ学習など、人口減少に対応した学びを推進します。

## ◆教職員の資質向上

### (より効果的な教育活動に向けて)

- 教職員が、児童生徒の主体的な学びを支える伴走者としての役割を担えるよう、教育課題に加え、時代の変化に対応した専門性を身につけるとともに、児童生徒の力を引き出す指導力の向上を図ります。また、教職員が自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動ができるよう、働き方改革を推進します。

## 施策 14-1 未来の礎となる力の育成

### 施策の目標

#### (めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これから時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

#### (課題の概要)

これからの変化の激しい時代を豊かに生きていくためには、未来の礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることが一層重要であり、これらを一体的・調和的に育むことが必要です。

### 現状と課題

- 「確かな学力」の定着には、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、価値観や考え方の異なる他者との協働した学びなどを進めることができます。学校外での学習時間が全国と比べて低い状況にある中、一人ひとりの定着状況に応じたきめ細かな指導を支援するとともに、ICT の効果的な活用などにより、全ての子どもたちが学習内容を理解し、学ぶ楽しさを実感できる取組を進める必要があります。また、学習習慣・生活習慣の確立のため、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 命が大切にされない事件や深刻ないじめなどが生じており、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めるとともに、互いの多様性を認め合う心や、他者を思いやり尊重する心の育成、規範意識やよりよい人間関係を築く力を一層育むことが必要です。学校は、現実の交流の中で関係を築き、支え合い成長し合う場として重要な役割を担っていることがコロナ禍で再認識されました。よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うことや読書活動の充実、さまざまな制約の中で工夫した体験活動の実施などが大切です。
- ICT 機器の効果的な活用により海外との交流など多様な考え方や価値観とふれることが容易になる一方、インターネットの長時間利用や、自覚がないまま自分好みの情報にのみ接してしまうようになることがあります。また、SNS などインターネット上で行われるいじめの件数は年々増加し、その内容も複雑化しており、学習端末の普及が進む中で、子どもたちの情報モラルや情報リテラシーを育んでいくことが大切です。
- 室内遊びの増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもたちの一週間あたりの総運動時間が減少しており、日常生活の中で運動する機会を確保し、体力の向上を図ることが大切です。部活動は、専門的な指導の充実と教員の負担軽減を図っていく必要があります、地域人材の活用や地域スポーツ団体との連携など、子どもたちにとって望ましい活動となるよう取組を進める必要があります。また、人生100年時代において、健康寿命が大切にされる中、生涯にわたって心身の健康を自ら管理できるよう、健康や食に関する教育を進める必要があります。

## 取組方向

### ■ 基本事業1：確かな学力の育成

「確かな学力」を確実に身につけるため、一人ひとりが何を学びどのような力を習得したかの学習成果を確認しつつ、学習習慣・生活習慣を継続的に把握し、改善を進めます。少人数教育、学習支援スタッフ等の地域人材や学習端末の活用などによるきめ細かな指導体制のもと、つまずきを解消し、学ぶ意欲を高めるとともに、子どもたちの習熟の状況等をふまえた個別最適な学びを進めます。主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な知識・技能を土台に子ども同士で協働して学んだり、地域の大人の支援を得たりしながら、深い学びを実践する教育を進めます。

### ■ 基本事業2：豊かな心の育成

子どもたちが自己肯定感や規範意識を高め、いじめや暴力を許さず、互いを思いやり、認め合ってよりよい人間関係を築く力や、自他の命を大切にする心を育めるよう、道徳教育や人権教育、さまざまな体験活動を推進します。また、インターネットやSNS等を適切に利用し、有効な活用ができるよう、情報モラル、情報リテラシーを育むデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。

子どもたちが本を身近なものと感じ、能動的に読書を楽しむことができるよう、公立図書館と学校図書館の活用、家庭読書の推進、読書活動推進関係者の情報共有・意見交換の場の提供、リーフレットによる読書活動の啓発など、多様な取組を進めます。

子どもたちの豊かな感性や情操等を育むため、全国高等学校総合文化祭等への生徒の派遣や作品の出展など、発表や交流を進めることを通じて文化芸術活動を推進します。

### ■ 基本事業3：健やかな身体の育成

楽しさを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて、体力の向上が図られるよう、ICT の活用も含めた魅力ある体育の授業の実施や「1学校1運動」の取組を進めます。部活動は、部活動指導員等の地域人材の配置や、地域スポーツ団体と連携した休日における部活動の地域移行など、持続可能な部活動となる取組を進めます。また、人生100年時代に、生涯にわたり健康で充実した生活を送っていくよう、家庭や地域と連携して、望ましい生活習慣の確立、子どもたちの健康課題に対応した健康教育の推進、栄養や食事のとり方・食料の大切さなどを学ぶ食育を推進します。

| KPI(重要業績評価指標)                              |                              |                              |  |
|--|------------------------------|------------------------------|--|
| 項目   | 現状値                          | 令和8年度の目標値                    | 項目の説明  |
| 授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合 | 小学生<br>78.2%<br>中学生<br>83.9% | 小学生<br>81.7%<br>中学生<br>87.4% | 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に對して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合                                |
| 自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合                    | 小学生<br>76.0%<br>中学生<br>77.5% | 小学生<br>80.0%<br>中学生<br>80.0% | 「自分には、よいところがあると思う」という質問に對して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合   |
| 運動する時間自ら確保している子どもたちの割合                     | 小学生<br>38.0%<br>中学生<br>77.2% | 小学生<br>44.1%<br>中学生<br>78.2% | 「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に對して、1週間の総運動時間が7時間以上と答えた公立小中学生の割合 |

## 施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

### 施策の目標

#### (めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの中において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

#### (課題の概要)

超スマート社会や社会・経済のグローバル化などが進み、求められる資質・能力も変化する中、子どもたちがそれぞれの未来を創造し、社会の担い手となる力を育む教育を進める必要があります。

### 現状と課題

- 超スマート社会や社会・経済のグローバル化、新型コロナウイルス感染症など、社会が加速度的に変化し予測困難な中にあって、これからの中を生きる子どもたちに求められる資質・能力も変化しています。子どもたちが社会の変化にしなやかで前向きに対応し、それぞれの未来を創造し、社会の担い手となる力を育む教育を一層推進することが必要です。
- 人生100年時代を豊かに生きていくには、生涯をとおして学びに向かう姿勢を身につけ、自己的な能力を高め、働くことや地域・社会の活動につなげていくことが大切です。このため、自律した学習者として、今学んでいることと将来とのつながりを見通したり、振り返ったりしながら、自分の生き方や進路を主体的に考え、行動する力や人間関係を築く力を身につけ、社会的・職業的に自立できるよう、キャリア教育をより充実させて進めることが重要です。
- グローバル化が進展し、国際的な課題が地域にも複雑に影響を及ぼしています。SDGsの目標実現や脱炭素の取組が進められる中、これからの中を担う子どもたちが、地球規模の課題を自らの問題として主体的にとらえ、身近なところから取り組み、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を養うとともに、国際社会や地域で持続可能な社会の一員として、行動できる態度や力を身につける必要があります。
- 選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、発達段階に応じて早い段階から、主権者の一人としての自覚を深め、主体的に社会を形成していくとする態度を育むとともに、社会の一員として行動する自立した消費者を育成する消費者教育を進めていく必要があります。

## 取組方向

### ■ 基本事業1：キャリア教育の推進

社会的・職業的自立に必要となる能力や態度を育むため、県立学校では各学校で策定するキャリア教育プログラムに基づき、教育活動全体をとおした体系的なキャリア教育を進めます。学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、多様な選択肢の中から進路を決定する力や人間関係を築く力を身につけられるよう、職場体験やインターンシップ、地域の職業人との交流、大学と連携した専門的な学びの機会の拡充など、関係機関等の協力を得て、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

### ■ 基本事業2：グローカル教育の推進

異なる文化や多様な価値観を持つ人びとと互いに尊重し合いながら協働していく力を身につけ、世界にあっても地域にあっても活躍できるよう、身近な地域や地球規模の課題をテーマとした学習やディスカッション、オンラインも含めた海外との交流、郷土教育、地域の特色や産業を題材とした学習を推進します。

### ■ 基本事業3：新たな価値を創り出す力の育成

他者との協働を通じて現実の問題を解決に導く力やチャレンジ精神、創造性、AIやビッグデータ等の先端技術を活用する力、人間ならではの感性や論理的・科学的に思考・吟味し活用する力など、これからの中でも必要となる力を育むため、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科を基礎とした教科横断的な学びを行うSTEAM教育、プログラミング教育などを進めます。社会人講師による授業や民間の先端技術を活用した授業等により実社会とつながった学びを推進するとともに、高い専門性を備えた人材を育成します。

### ■ 基本事業4：主体的に社会を形成していく力の育成

社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し、主体的に行動する力を育むため、「公共」の授業での学習をはじめとした教育活動全体を通じて主権者教育を進めるとともに、消費生活に関する正しい知識の習得および消費行動についての理解の促進に向けた消費者教育を推進します。

政策 14 教育  
主担当部局：教育委員会

| KPI(重要業績評価指標)                                 |  |  |   |
|---|--|--|---|
| 項目  | 現状値  | 令和8年度の目標値                                  | 項目の説明   |
| 目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合                   | 小学生<br>92.7%<br>中学生<br>93.5%<br>高校生<br>73.1% | 小学生<br>100%<br>中学生<br>100%<br>高校生<br>83.1% | 「目標の達成をめざして、学習や活動ができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合                                    |
| 学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合         | —  | 高校生<br>100%                                | 地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合                          |
| 国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数        | 中学生<br>684人<br>高校生<br>203人                   | 中学生<br>1,600人<br>高校生<br>300人               | 国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した子どもたちの人数                                 |
| 困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合                | 高校生<br>78.8%                                 | 高校生<br>83.8%                               | 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合   |
| 地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利行使し責任を果たそうと考える高校生の割合 | 高校生<br>67.7%                                 | 高校生<br>79.7%                               | 「社会の一員として権利行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合 |

## 施策 14-3 特別支援教育の推進

### 施策の目標

#### (めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけるとともに、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、交流し、互いに理解、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

#### (課題の概要)

特別な支援を必要とする子どもたちは引き続き増加が見込まれており、連続性のある学びの場と早期からの一貫した指導・支援の充実が求められています。また、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけるとともに、ICT や先端技術の活用によって、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会を増やすことが求められています。

### 現状と課題

- 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちは増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場と、早期からの一貫した指導・支援を充実させる必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につける必要があります。
- ICTや先端技術が飛躍的に進展する中、障がいのある子どもたちを支えるコミュニケーションツール、情報ツール、学びのツールとして活用することにより、生活や学びの内容が大きく変わる可能性があり、在宅での就労や、これまででは就労が難しかった業種、事業所への就労の可能性も広がることが期待され、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会が増し、そのために必要な力も変化することが考えられます。これに対応した、キャリア教育や知識・技能の習得、指導法の開発や就労先の開拓が必要となります。
- 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、誰もが互いに理解を深め尊重し合いながら生きていく態度を育むことが大切です。
- 特別支援学校の中には老朽化や狭隘化などへの対応が必要なところがあり、計画的な整備を進めていく必要があります。

## 取組方向

### ■ 基本事業1：一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場を適切に選択することができるよう、本人・保護者に丁寧に情報を提供したり、相談に対応したりするなど、市町教育委員会と連携した就学支援を行います。

幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用して必要な支援情報の引継ぎを進め、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいて、きめ細かな指導・支援を充実します。

特別な支援を必要とする子どもたちが、通常の学級で安心して学習することができるよう、授業のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、通級による指導を担当する教職員の専門性の向上に取り組みます。

小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に学習することができるよう、看護師に対して研修会や事例検討会等への参加を働きかけます。

各教科や職業体験等をとおして、障がいの特性に応じた学習活動を進めるとともに、障がいの状態や個々の教育的ニーズに応じて、ICTを効果的に活用して新しい時代に活躍できる技能や力を育成します。

### ■ 基本事業2：特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

特別支援学校において、一人ひとりの状況に合ったキャリア教育を発達段階に応じて進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。特別支援学校高等部では、自分に合った職場を見つけ働くための早期からの職場実習や農福連携など職域の拡大に取り組みます。また、従来の事業所に通勤・通所する形態に加え、ICTを活用した在宅就労など新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓、就労支援に取り組むとともに、関係機関と連携した定着支援を進めます。

特別支援学校において、医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に学びを継続できるよう、医療的ケア担当者への研修やガイドラインに沿った医療的ケアの実施などに取り組みます。また、病気の子どもたちに対して、ICTを活用して、個々の状況に応じた教育環境を整え、適切な指導・支援を行うとともに、訪問教育とICTを組み合わせた指導により学習機会を充実します。

特別支援学校のセンター的機能として、発達障がい支援に係る専門性の高いアドバイザー養成研修を修了した特別支援学校のコーディネーター等が、地域の小中学校等への支援を行います。

障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、地域の学校との交流や共同学習を継続して進めます。

特別支援学校に在籍する子どもたちの増加や施設の老朽化等に対応するため、計画的に整備を進めるとともに、より居住地に近い特別支援学校に通学できるよう通学区域を見直します。

政策 14 教育  
主担当部局：教育委員会

| KPI(重要業績評価指標)                                   |      |           |   |
|---|------|-----------|---|
| 項目  | 現状値  | 令和8年度の目標値 | 項目の説明   |
| 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率                         | 100% | 100%      | 一般企業への就職を希望する県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く)               |
| 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数                        | 524回 | 1,000回    | 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数                         |
| 通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計) | 0人   | 150 人     | 通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数 |

## 施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

### 施策の目標

#### (めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

#### (課題の概要)

子どもたちが安心して過ごせるよう、学校における道徳教育や、家庭や地域と協力した取組、「三重県いじめ防止条例」に基づく社会総がかりの取組を一層進めていく必要があります。また、学校では子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめの認知や対応を迅速かつ適切に行っていく必要があります。

### 現状と課題

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このため、平成 25(2013)年施行の「いじめ防止対策推進法」や、平成 30(2018)年施行の「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめをなくすための取組を進めてきました。学校では道徳教育を中心に、児童生徒がいじめに対する理解を深め、いじめの防止に向け主体的に行動できるよう取り組んできましたが、多くの児童生徒がいじめの当事者となる状況が続いていることから、子どもたちがいじめについて正しく認識し、行動の変化につながるような心に響く取組を進めていく必要があります。
- 三重県のいじめの認知件数は年々増加していますが、児童生徒 1,000 人あたりの認知件数では全国平均を大きく下回る状況が続いています。子どもたちをいじめから守るためにには、子どもたちが相談しやすい環境づくりや、教職員など子どもに関わる大人がいじめに対する理解を深め、「行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とするいじめ防止対策推進法の定義に基づいた認知を進めていく必要があります。
- いじめへの対応については、子どもたちの兆候や相談を適切に受け止めることや重大事態への対処などに課題があり、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに則った対応をあらためて徹底する必要があります。また、インターネット上で行われるいじめの認知件数が年々増加し、内容も複雑化して発見しにくいものも増えており、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害から子どもたちを守る取組や、子どもたちがインターネットを適切に利用できるようにするための取組を進めていく必要があります。
- 三重県における児童生徒の暴力行為の発生件数は減少傾向にありますが、依然として多くの暴力行為が発生しています。自分の気持ちや感情をうまく伝えられず感情を抑えられずに暴力行為に及ぶことが多く、特に小学校での発生件数が高止まりしていることから、早い段階からの指導の充実と、校種を越えて一人ひとりの気持ちや思いを受け止めた丁寧な関わりを続けていくことが必要です。
- 子どもたちの行動の背景には、本人のストレスや悩み、家庭など環境に課題がある場合があり、教職員による関わりに加え、心理や福祉等の専門人材による教育相談体制を十分に整え、それぞれの抱える背景や課題に寄り添った指導や支援を行っていく必要があります。また、学校だけでは解決が困難な事案が増加しており、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。

## 取組方向

### ■ 基本事業1：いじめをなくす取組の推進

道徳教育や人権教育をはじめ学校の教育活動全体を通じていじめをなくすための取組を進めます。各小中学校で、子どもたちが自分自身のこととして考え、議論していく道徳教育を推進し、いじめはいけないと理解するだけでなく、自分はどうすべきか、自分に何ができるのかを判断し行動に結びつけていくことができる力を育てます。各校の授業がより効果的なものとなるよう、校長と道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施するとともに、道徳教育アドバイザーの指導・助言のもと、道徳科の授業改善を図ります。また、弁護士等の外部人材による出前授業、ピンクシャツ運動や児童会・生徒会活動などいじめ防止強化月間等における児童生徒の主体的な活動の促進により、傍観者とならず、いじめ防止に向けて具体的に行動できる力を育みます。加えて、いじめ防止応援ソポーターの取組や、いじめ防止の情報を集約したポータルサイトによる県民への情報発信により、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めます。

### ■ 基本事業2：いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

いじめを広く認知するため、児童生徒が学習端末等でいつでも学校にいじめを伝えられるようにするとともに、家庭と協力して子どもたちの変化や兆候を把握するための気づきリストを作成して保護者に配付するなど、子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりを進めます。また、ネットパトロールの実施等により、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を早期発見し、子どもたちを守る取組を進めます。教職員による見守りや定期的な面談に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充して学校内の教育相談体制を一層充実するとともに、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や、子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」など学校外での相談も実施し、受け付けた相談に対し臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

### ■ 基本事業3：いじめに対する迅速・確実な対応の推進

いじめについては、学校がいじめを発見または情報を得たその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むことを原則とするとともに、重大事態については、いじめ防止対策推進法や国のガイドライン、三重県いじめ対策審議会の答申内容に即して対応します。また、学校におけるいじめの内容や発生日、認知日、その後の対応などをデジタル化し、学校、市町教育委員会、県教育委員会が隨時共有して迅速・確実な対応を確保するとともに、いじめの内容と対応を蓄積することで、新たないじめ事案への的確な対応につなげます。いじめの被害を受けた児童生徒には、その態様に応じスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーが被害・加害側の児童生徒を取り巻く環境を検証し、いじめの問題の解決に向けて支援します。

### ■ 基本事業4：教職員の資質向上と支援体制の充実

教職員のいじめへの対応力を高めるため、具体的なケースに基づいて、いじめの構造やいじめの当事者となっている子どもたちへの対応やその留意点、いじめを生まない学級づくりなどについて学ぶ研修を実施します。各県立学校の校務にいじめ対策担当を位置づけるとともに、いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣して、学校で発生しているいじめの事例検討や、効果的な対応に向けた助言などの支援を行います。また、いじめや暴力行為への対応にあたる教職員への心理や福祉の専門的な見地からの助言、子どもたちの不安やストレスを低減するための心の授業の実施など、専門人材を効果的に活用した支援体制の充実に取り組みます。暴力行為については、警察官経験者、教員経験者等からなる生徒指導特別指導員を各学校に派遣し、暴力行為の防止、被害者支援に取り組みます。

| KPI(重要業績評価指標)         |  |   |  |
|-----------------------|--|---|--|
| 項目                    | 現状値  | 令和8年度の目標値                                 | 項目の説明  |
| いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 | —  | 100%                                      | 「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくしようと自分にできることを考え行動していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合 |
| 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 | 小学生<br>95.9%<br>中学生<br>97.5%<br>高校生<br>92.4% | 小学生<br>100%<br>中学生<br>100%<br>高校生<br>100% | 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合    |
| いじめの認知件数に対して解消したものの割合 | 94.9%<br>(2 年度)                              | 100%                                      | 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合              |

## 施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

### 施策の目標

#### (めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

#### (課題の概要)

不登校の要因や背景は複雑化・多様化し、人数も増加傾向にあるとともに、外国人児童生徒についても今後も増加し、居住地域の広がりも見込まれ、社会的自立につながる支援が重要になっています。また、通学時における子どもたちの安全確保や、非常時における学びの継続が求められています。

### 現状と課題

- 小中学校や高等学校の不登校児童生徒は増加傾向にあり、不登校の要因や背景は、複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりとともに、将来の社会的自立に向け、多様な学びや交流の場の整備、ICTを活用した学習支援、保護者も対象とした相談体制の整備等を進め、子どもたち一人ひとりの状況に応じた適切な支援を推進していく必要があります。また、高校段階で不登校や中途退学などにより学校との関わりが希薄な状態となる子どもたちへの社会的自立につながる支援が重要になっています。
- 外国人児童生徒は、今後も増加することが予測され、国籍の多様化や多言語化が進んでいるとともに、居住地域も広がってきています。関係機関と連携して、子どもたちの就学を促進するとともに、地域や学齢に関わらず、外国人児童生徒が初期段階の適応支援、学習支援が受けられる機会の確保が必要となっています。また、将来、地域社会をともに築いていくよう、特に高校段階での学びを継続し、希望する進路を実現していくための支援を充実させていく必要があります。
- 通学時に子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故や事件が依然として発生しています。関係機関と連携して、通学路等の安全確保に向けた取組を進めるとともに、子どもたちの安全を守る人材の育成に取り組み、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりを進める必要があります。
- 災害時や感染症拡大等の非常時においても、新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、子どもたちが安全・安心を確保しながら、学びを継続していくことができるよう、取り組んでいく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1：不登校の状況にある児童生徒への支援

不登校の状況にある児童生徒の気持ちが大切にされ、将来の社会的自立に向け、社会性や自立心を育んでいけるよう取り組むとともに、「絆づくり」「居場所づくり」による魅力ある学校づくりを進めます。また、教職員の資質向上や不登校対応事例データベースの活用等により、一人ひとりの状況に応じた早期からの適切な支援に取り組むとともに、小中学生を対象とした市町の教育支援センターや高校生を対象として設置に向けた実証研究を進める県立の教育支援センターにおいて、多様な学びや活動を進めます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した相談体制の充実や保護者を対象とした相談会の実施、アウトーチ型の支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して、高校卒業後も見据えた支援を推進します。

■ 基本事業2：外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

外国人児童生徒が社会的に自立する力を身につけられるよう、指導体制の充実に加え、就学促進や日本語指導、適応指導に係る支援を進めます。また、多言語によるガイドブックの活用や日本語・日本の文化を学ぶ機会を通じて、日本の教育制度や職業についての理解を深め、高等学校での学びを継続し、進学や就職など希望する進路を実現できるよう支援します。

外国人も含め、義務教育未修了者等への義務教育段階の学びについて、そのニーズをふまえ、学習機会の確保に取り組みます。

■ 基本事業3：子どもたちの安全・安心の確保

子どもたちが安全に登下校できるよう、「通学路交通安全プログラム」や「登下校防犯プラン」に基づく通学路の合同点検や安全対策を関係機関と連携・協働して実施するとともに、子どもたちの安全を守る地域人材の育成に向けた研修支援を進め、地域社会全体で子どもたちを見守る体制づくりに取り組みます。加えて、交通安全および防犯対策の指導者を養成するため、教職員対象の校種別の講習会を行い、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

感染症の拡大等の中であっても円滑に教育活動を実施し、子どもたちが安心して学習できるよう、授業や行事へのICTの活用や、教職員の業務支援を行う人材の配置等に取り組みます。

| KPI(重要業績評価指標)                                      |   |  |   |
|--|---|--|---|
| 項目   | 現状値   | 令和8年度の目標値                                    | 項目の説明   |
| 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合                         | 小学生<br>72.9%<br>中学生<br>63.2%<br>高校生<br>58.0%<br>(2年度) | 小学生<br>89.1%<br>中学生<br>88.6%<br>高校生<br>70.5% | 公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談等をした児童生徒の割合  |
| 日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合 | 小学校<br>78.8%<br>中学校<br>74.6%<br>高等学校<br>52.6%         | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>100%   | 日本語を用いた授業を受けられるようになるとめざし、子どもの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中高等学校の割合      |
| 通学路の安全対策が実施された箇所の割合                                | 95.1%   | 100%   | 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合 |

## 施策 14-6 学びを支える教育環境の整備

### 施策の目標

#### (めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

#### (課題の概要)

子どもたちの豊かな学びを実現していくため、地域と協働した学習や学校の活性化、教職員の資質向上と働き方改革の推進、ICTの活用、学校施設の整備など、教育環境を整える必要があります。

### 現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が複雑化・多様化する中で、学校・家庭・地域の関係者が、地域の教育を支える当事者として目標や課題を共有し、協働して、子どもたちの豊かな学びの実現に取り組む必要があります。
- 地元の方々の協力を得ながら、地域の産業や文化などを題材に、地域の活性化や課題解決に取り組む協働的な学習が進んでいます。一方、少子化による学校の小規模化が進行しており、活力ある教育活動が維持にくくなっている状況があります。
- 学習指導要領の全面実施や学習端末を活用した授業等、子どもたちの学ぶ内容や学び方が変わりつつあります。これらの状況をふまえ、教職員は子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、学校教育を取り巻く環境だけでなく社会の変化を的確にとらえ、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。また、その実現に向け、管理職はマネジメント力を高めていく必要があります。
- 教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや自身の資質向上に取り組む時間を確保するとともに、日々の生活的な質を豊かにすることで、その人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を行うことのできる環境を実現する必要があります。
- 1人1台端末環境を日常的に活用し、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、学校教育におけるさまざまな課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要です。また、端末の更新時期を迎えることから、整備された環境の維持・充実を図る必要があります。
- 県立学校施設は、建築から長期間経過している校舎が多いことから計画的に老朽化対策を進める必要があります。また、子どもたちが安全に安心して快適に学べるよう、設備面での機能強化や誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めるとともに、省エネルギーなど環境に配慮した施設整備を進める必要があります。
- 個性豊かで多様な教育が推進されるよう、私立学校への経常的経費等の補助を行う必要があります。

## 取組方向

### ■ 基本事業1：地域との協働と学校の活性化の推進

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組を推進します。高等学校については、普通科の特色化・魅力化に向けた学科の新設を検討するとともに、各地域の県立高等学校の学びと配置のあり方を地域の実情に応じて検討します。

### ■ 基本事業2：教職員の資質向上と働き方改革の推進

学習指導要領をふまえた授業改善や児童生徒の力を引き出す指導力、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力を育成する研修や、管理職のマネジメント力を高める研修を、教職員同士の学び合いや演習を取り入れ、経験年数や職種に応じて実施します。

教員養成を担う大学と連携しながら、教員を志す学生が、教職の魅力ややりがいを感じることができると機会を設けます。

また、学校における働き方改革を着実に進めるため、専門人材・地域人材を活用した教職員の業務負担の軽減、ICTを活用した業務効率化、学校および教職員の業務の見直し、土・日曜日における部活動の段階的な地域移行等の部活動改革などの取組を総合的に推進します。

### ■ 基本事業3：ICTを活用した教育の推進

1人1台端末、デジタル教科書や電子黒板等を活用し、子どもたちが興味・関心を持って取り組める学校内外の学び、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学び、多様な他者と学び合う協働的な学び、時間や距離などの制約にとらわれない遠隔授業や講座受講等、学校の枠を越えた学びの推進など、学校生活や日常生活のデジタル化をベースとした学びを推進するとともに、そのために必要なICT環境の整備に取り組みます。

### ■ 基本事業4：学校施設の整備

「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に老朽化対策やトイレの洋式化に取り組みます。また、空調設備の整備・更新や施設のバリアフリー化、地球温暖化対策のための省エネルギー化や木質化を推進し、安全・安心で快適な学校施設の整備を進めます。小中学校でも必要な整備が進められるよう、市町への情報共有や助言を行います。

### ■ 基本事業5：私学教育の振興

私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営の支援に取り組みます。

政策 14 教育  
主担当部局：教育委員会

| KPI(重要業績評価指標)                                     |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 項目  | 現状値  | 令和8年度の目標値                                     | 項目の説明  |
| 地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合                        | 小学校<br>71.6%<br>中学校<br>56.4%                           | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%                    | 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合   |
| 研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合           | 49.2%  | 60.0%   | 「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」の質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合                           |
| リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 | 小学校<br>51.8%<br>中学校<br>53.6%<br>県立学校<br>47.0%<br>(2年度) | 小学校<br>57.0%<br>中学校<br>59.0%<br>県立学校<br>52.0% | 「組織マネジメント研修の成果を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」の質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合 |
| 1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合                        | —  | 67%   | 学校における働き方改革の取組により、1人あたりの時間外労働の年間平均時間が前年度より削減された公立小中学校および県立学校の割合                                    |
| 1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合                        | 77.9%  | 100%  | 児童生徒が ICT を活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問い合わせに対して、肯定的に回答した教職員の割合                       |
| 新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数               | 90 件   | 115 件   | 持続可能な学校運営の実現等に向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある教育・学校運営の取組数  |

## 参考資料

### KPI一覧

| 施策番号 | 項目   | 項目の説明  | 選定理由   | 令和8年度の目標値の設定理由  | 現状値【令和3】                                     | 目標値【令和8】                                   |
|------|--|--|--|---|--|--|
| 14-1 | 授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合 | 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合                                | 確かな学力の定着には、授業で主体的に学習に取り組むことが大切であることから、授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合を選定しました。 | これまで増加傾向があり、現状値は全国値と比較して小学生は同程度、中学生はやや高くなっています。今後も、これまでの増加傾向を継続させていくことをめざし、令和8年度に現状値より3.5ポイント高めるよう、目標を設定しました。 | 小学生<br>78.2%<br>中学生<br>83.9%                 | 小学生<br>81.7%<br>中学生<br>87.4%               |
| 14-1 | 自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合                    | 「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合   | 自己肯定感は、意欲を高め、子どもたちが自信をもって成長するための原動力となることから、自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合を選定しました。               | 現状値は全国平均と比較して小学生はやや低く、中学生はやや高くなっている状況をふまえて、小中学生とも80%の達成をめざす目標を設定しました。   | 小学生<br>76.0%<br>中学生<br>77.5%                 | 小学生<br>80.0%<br>中学生<br>80.0%               |
| 14-1 | 運動する時間自ら確保している子どもたちの割合                     | 「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と答えた公立小中学生の割合 | 体力の向上を図るには、日常生活で運動する習慣を身につけることが大切であり、1週間の総運動時間数を選定しました。                                  | 近年、運動時間は減少しており、現状値は小学生が全国平均と同程度、中学生は全国平均より高くなっています。令和6年度には以前の水準とすることをめざし、以降も増加傾向を続けていくよう目標を設定しました。            | 小学生<br>38.0%<br>中学生<br>77.2%                 | 小学生<br>44.1%<br>中学生<br>78.2%               |
| 14-2 | 目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合                | 「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合                                   | 子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力は、これから社会において必要であることから選定しました。                                     | 小中学生は100%を目標にしました。高校生は年1.0ポイントの増加傾向にあることをふまえて取組を進め、年2.0ポイントの増加をめざす目標を設定しました。                                  | 小学生<br>92.7%<br>中学生<br>93.5%<br>高校生<br>73.1% | 小学生<br>100%<br>中学生<br>100%<br>高校生<br>83.1% |
| 14-2 | 学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合      | 地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合                           | 社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけるには、進路に関係するさまざまな体験の機会に主体的に参加し、自らの進路について考えることが大切であることから選定しました。     | 在学中にインターンシップを経験した高校生の割合と、大学・短大等と連携した学習活動を実施した高等学校の割合を参考に、全ての高校生が体験活動での経験を将来の進路について考えることにつなげているという目標を設定しました。   | —  | 高校生<br>100%                                |

| 施策番号 | 項目  | 項目の説明  | 選定理由  | 令和8年度の目標値の設定理由  | 現状値【令和3】                   | 目標値【令和8】                     |
|------|---|--|---|---|----------------------------|------------------------------|
| 14-2 | 国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数          | 国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育むために県が実施する取組に参加した子どもたちの人数                                  | グローバル化が進展する中、子どもたちが多様な価値観を理解するとともに、論理的・科学的思考力、探究心が育まれることが大切であることから選定しました。                                   | 中学生は、県内中学校の各クラス1名が参加することを目標に設定しました。高校生は、参加者20名の講座を毎年1講座ずつ増やすこととして目標を設定しました。 | 中学生<br>684人<br>高校生<br>203人 | 中学生<br>1,600人<br>高校生<br>300人 |
| 14-2 | 困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合                  | 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合  | 将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じるに対し前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要であることから選定しました。                                  | これまでの増加傾向を継続させ、5年後の令和8年度までに5.0ポイント高めることとして目標を設定しました。                        | 高校生<br>78.8%               | 高校生<br>83.8%                 |
| 14-2 | 地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利行使し責任を果たすと考える高校生の割合    | 「社会の一員として権利行使し、義務と責任を果たすとうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合 | 18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。                                   | これまでの増加傾向を継続させ、5年後の令和8年度までに12.0ポイント高めることとして目標を設定しました。                       | 高校生<br>67.7%               | 高校生<br>79.7%                 |
| 14-3 | 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率                         | 一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援A型事業所を除く）  | 障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果をあらわすことになるものであることから選定しました。 | 一般企業への就職を希望している全ての生徒が一般企業に就職することをめざし、目標を設定しました。                             | 100%                       | 100%                         |
| 14-3 | 特別支援学校における交流および共同学習の実施件数                        | 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数  | 特別支援学校と地域の小中学校、高等学校等との交流および共同学習は、子どもたちがお互いを理解し、共に助け合うことを学ぶ大切な機会であることから選定しました。                               | オンラインを含めた交流等の機会について、各特別支援学校で年間5～6回の増加をめざすこととして目標を設定しました。                    | 524回                       | 1,000回                       |
| 14-3 | 通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数（累計） | 通級指導教室による指導を担当する教職員の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数                                    | 通常の学級に在籍する障がいのある子どもたちへの専門的な支援を実施するには、通級指導教室の担当者の専門性を高めることが必要であることから選定しました。                                  | 通級指導教室の設置状況をふまえ、令和8年度に150人の教職員が研修を受講していることをめざし、目標を設定しました。                   | 0人                         | 150人                         |

| 施策番号 | 項目   | 項目の説明  | 選定理由   | 令和8年度の目標値の設定理由   | 現状値【令和3】  | 目標値【令和8】                                     |
|------|--|--|--|--|---|--|
| 14-4 | いじめをなくすと行動する子どもたちの割合                               | 「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分できることを考え行動していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合 | いじめをなくすために、いじめ許さない心を育むことに加え、いじめを許さない行動力を育むことが重要であることから選定しました。                      | 公立小中学校の全ての子どもたちがいじめをなくすために行動することを目標に設定しました。                                | —   | 100%   |
| 14-4 | 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合                              | 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合  | 誰もが安心して学ぶためには、いじめや暴力の心配がなく、安全・安心を感じることが大切であることから選定しました。                            | 全ての子どもたちが安心を感じていることを目標に設定しました。   | 小学生<br>95.9%<br>中学生<br>97.5%<br>高校生<br>92.4%          | 小学生<br>100%<br>中学生<br>100%<br>高校生<br>100%    |
| 14-4 | いじめの認知件数に対して解消したもの割合                               | 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合            | 認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、早期解消を図ることが最も重要なことから選定しました。                              | いじめは子どもたちの命にも関わり、人格の形成に重大な影響を与えることから、認知されたいじめは、全て解消することをめざすこととして目標を設定しました。 | 94.9%<br>(2年度)  | 100%   |
| 14-5 | 不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合                         | 公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒のうち、校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談等をした児童生徒の割合     | 不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けて、心理等の専門家や関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。                      | 不登校児童生徒のうち、長期にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等に相談等をしている状態をめざして目標を設定しました。         | 小学生<br>72.9%<br>中学生<br>63.2%<br>高校生<br>58.0%<br>(2年度) | 小学生<br>89.1%<br>中学生<br>88.6%<br>高校生<br>70.5% |
| 14-5 | 日本語指導が必要な児童生徒に対する、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合 | 日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、子どもの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中高等学校の割合       | 日本語指導が必要な児童生徒それぞれの日本語習得の状況に応じた教育を計画的に受けることができるよう、授業づくりや時間の設定をすることが必要であることから選定しました。 | 全ての公立小中高等学校で日本語習得の状況に応じた教育が計画的に行われるよう、目標を設定しました。                           | 小学校<br>78.8%<br>中学校<br>74.6%<br>高等学校<br>52.6%         | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%<br>高等学校<br>100%   |
| 14-5 | 通学路の安全対策が実施された箇所の割合                                | 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合    | 登下校時における子どもたちの安全を確保するためには、通学路の安全対策を行うことが重要であることから選定しました。                           | 通学路の安全対策を行うべき全ての箇所について、速やかに対策が実施されるよう目標を設定しました。                            | 95.1%   | 100%   |

| 施策番号 | 項目  | 項目の説明  | 選定理由  | 令和8年度の目標値の設定理由  | 現状値【令和3】   | 目標値【令和8】                                      |
|------|---|--|---|---|--|---|
| 14-6 | 地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合                        | 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合   | コミュニティ・スクールをはじめ、学校と地域が連携や協働をして、子どもたちの育ちと学びを支えることが重要であることから選定しました。   | 全ての公立小中学校が地域と連携や協働をしているよう目標を設定しました。   | 小学校<br>71.6%<br>中学校<br>56.4%                           | 小学校<br>100%<br>中学校<br>100%                    |
| 14-6 | 研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合           | 研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」の質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合                            | 経験年数や職種に応じた法定・悉皆研修を受講し、授業に生かして実践することで、教職員の資質・能力の向上を図ることが重要であることから選定しました。                                      | これまでの増加傾向をふまえて、年2.0ポイントの増加をめざす目標を設定しました。  | 49.2%  | 60.0%   |
| 14-6 | リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 | 「組織マネジメント研修の成果を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」の質問に対して、最も肯定的な選択肢である「よく取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合 | 学校や学級の抱える課題の改善を組織的に進めるためには、組織マネジメント力を高め、組織運営体制を強化することが重要であることから選定しました。  | 「学級の抱える課題を全教職員で共有し、校長のリーダーシップのもと、学校として組織的に取り組んでいますか」という質問で、全国的に高い水準の県の数値を目標に、毎年1.0ポイント高めることとして設定しました。 | 小学校<br>51.8%<br>中学校<br>53.6%<br>県立学校<br>47.0%<br>(2年度) | 小学校<br>57.0%<br>中学校<br>59.0%<br>県立学校<br>52.0% |
| 14-6 | 1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合                        | 学校における働き方改革の取組により、1人あたりの時間外労働の年間平均時間が前年度より削減された公立小中学校および県立学校の割合                                    | これまでの県全体の取組に加え、各学校の現状に応じた効果的な働き方改革の取組を進めていく必要があることから選定しました。   | 学校における過去5年間の1人あたりの時間外労働の年間平均時間の状況をふまえ、年2.0ポイントの増加をめざす目標を設定しました。                                       | —  | 67%   |
| 14-6 | 1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合                        | 児童生徒がICTを活用して、互いの考え方を交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問い合わせに対して、肯定的に回答した教職員の割合                        | 1人1台端末環境の下で、児童生徒が既存のICTを十分に活用できるとともに、将来のICTの変化・進化にも適応できる力を身につけるため、ICT活用を指導する教職員の能力を高めていくことが重要であることから選定しました。   | 全ての教職員がICTを効果的に活用して指導できる能力を身につける必要があることから目標を設定しました。   | 77.9%  | 100%  |
| 14-6 | 新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数               | 持続可能な学校運営の実現等に向け、私立中学校・高等学校が実施する特色ある教育・学校運営の取組数  | 私立学校が、新たな時代の要請に応えて、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が促進されるよう、若者の県内定着につながるキャリア教育等の特色ある教育・学校運営の取組を年5件程度増やしていく必要があることから設定しました。 | 私立学校における建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が促進されるよう、若者の県内定着につながるキャリア教育等の特色ある教育・学校運営の取組を年5件程度増やしていく必要があることから設定しました。    | 90件  | 115件  |